

藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
藤沢市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2021年（令和3年）3月20日

提案理由

この議案を提出したのは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての新しい生活様式に対応するため、公民館の使用申請手続において使用申請期間の初日に実施している抽選について電子抽選方式を導入することに伴い、所要の改正をする必要による。